

株式の分割に関する基準日設定公告

2024 年 6 月 14 日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町七丁目 1 番 1
株式会社アシックス
代表取締役社長 COO 富永 満之

当社は、2024 年 5 月 10 日（金）開催の取締役会において、2024 年 7 月 1 日（月）をもって当社普通株式 1 株を 4 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を、2024 年 6 月 30 日（日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 7 月 1 日（月）をもって、当社定款第 5 条を変更し、22 億 1,000 万株増加して、30 億株といたします。

以 上

.....
お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後の所有株式に関するご案内は 2024 年 7 月にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
2. 2024 年 7 月 1 日（月）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名、単元未満株式の買取請求または買増請求等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは下記の口座管理機関の連絡先にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
TEL. 0120-094-777（フリーダイヤル）
（午前 9 時から午後 5 時まで。土・日・祝日等を除く。）